

各 位

会 社 名 株式会社ネットプライスドットコム
代表者名 代表取締役社長 兼 グループ CEO 佐藤 輝英
(コード番号 3328 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役副社長 兼 グループ CFO 中村 浩二
電 話 03-5739-3350

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 25 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割の実施及び単元株制度を採用することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社は、平成 19 年 11 月 27 日全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用するとともに、株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図るために、当社株式 1 株につき 100 株の割合をもって株式分割を実施することと致しました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 26 年 3 月 31 日（月曜日）最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式 1 株につき、100 株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	113,066 株
② 今回の分割により増加する株式数	11,193,534 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	11,306,600 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	45,000,000 株

注) 上記の数値は、平成 25 年 9 月 30 日時点の発行済株式総数に基づくものであり、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 日 程

(1) 基 準 日 公 告 日	平成 26 年 3 月 14 日（予定）
(2) 基 準 日	平成 26 年 3 月 31 日
(3) 効 力 発 生 日	平成 26 年 4 月 1 日

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

上記「2. (3) 日程」に記載の株式分割の効力発生日である平成 26 年 4 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日

(参考) 平成 26 年 3 月 27 日をもって、東京証券取引所における当社売買単位も 1 株から 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に記載の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法 184 条第 2 項及び第 191 条の取締役会決議により、平成 26 年 4 月 1 日付をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(i) 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更致します。

(ii) 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設致します。

(iii) 第 5 条の変更及び第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設致します。

(iv) その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行います。

(2) 定款変更の内容 (下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>450,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>45,000,000</u> 株とする。
第 6 条 (条文省略) (新設)	第 6 条 (現行どおり) <u>(単元株式数)</u>
第 7 条～第 46 条 (条文省略) (新設)	第 7 条 <u>当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。</u> 第 8 条～第 47 条 (現行どおり) 附則 第 1 条 <u>第 5 条の変更ならびに第 7 条の新設およびそれに伴う条文の繰り下げは、平成 26 年 4 月 1 日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

(注) なお、平成 25 年 12 月 12 日開催予定の第 14 期定時株主総会において、上記内容とは別に、単元未満株式についての権利内容を定めること等を目的とした定款変更議案を付議致します。内容の詳細については本日付で公表いたしました「定款一部変更 (商号変更及び単元未満株式の権利の定めの新設) に関するお知らせ」(仮) をご参照ください。

(3) 変更の日程

(1) 当社取締役会決議日	平成 25 年 11 月 25 日
(2) 効力発生日	平成 26 年 4 月 1 日

【ご参考】

(1) 株式分割に伴う、資本金の額の増加はありません。

(2) 今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を平成26年4月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	761,000円	7,610円
第4回新株予約権	448,000円	4,480円
第5回新株予約権	61,679円	617円
第6回新株予約権	61,679円	617円
第7回新株予約権	51,248円	513円
第8回新株予約権	51,248円	513円

以上